

輸血を拒否される場合の当院の対応について

輸血治療の方針

当院では、宗教的理由などによる輸血拒否に関して「相対的無輸血治療」※¹の方針に基づいて治療を行います。いかなる場合でも「絶対的無輸血治療」※²に基づいた治療は行いません。

※1 相対的無輸血治療

患者さんの意思を尊重して可能な限り輸血を実施しないよう努力するが、輸血以外に救命手段がない事態に至った場合は輸血を行う治療

※2 絶対的無輸血治療

いかなる場合も輸血を行わず、輸血により救命できる可能性があっても輸血を行わない治療

基本方針

1. 緊急時においては、同意なく輸血を行うことがあります。

大量出血などで輸血以外に救命の手段がないと判断される緊急の場合には、患者さん・ご家族の同意が得られていない場合でも救命のため輸血治療を行います。また、急変時など手術、治療が救命のために必要と判断される場合においては、輸血拒否により手術・治療の同意が得られていない場合でも、処置を開始し、必要に応じて輸血を行います。

2. 免責証明書など「絶対的無輸血治療」への同意文章には署名いたしません。

患者さん自身が持参される無輸血治療実施を内容とする一切の文章に対して医師が署名することはありません。当院の輸血説明書に基づき輸血の必要性を説明し、患者さんへ輸血同意書への署名を求めます。その際の話し合いなどの内容も診療録にも記載します。

3. 相対的無輸血治療に同意いただけない場合は他院での治療をお勧めします。

医師より、治療・手術における輸血療法の必要性について説明を聞いたうえでもなお「絶対的無輸血治療」を希望される場合には、ご希望に添うことはできませんので、転院をお勧めします。

4. 以上の方針はすべての輸血療法において患者さんの年齢にかかわらず適用します。

赤血球輸血などの成分輸血療法に限らず生物由来製剤の使用、自己血輸血療法などにおいても患者さんの意識の有無、年齢にかかわらず適応いたします。上記内容について、同意できない方は、担当医師にお申し出ください。お申し出がない場合は、同意を得たものとして「相対的無輸血治療」で対応いたします。